

愛玩動物用飼料の基準及び規格の改正（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果概要

1. 意見募集方法

- 【意見募集期間】平成26年3月25日（火）～平成26年4月24日（木）
- 【告知方法】電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- 【意見提出方法】電子メール、ファックス、郵送

2. 意見募集の結果概要

- 【受付数】 7件
- 【延べ意見件数】13件

3. 意見の概要及び意見に対する考え方

(1) 成分規格の設定に賛成する意見（4件）

意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
亜硝酸ナトリウムとメラミンの追加検討について賛成	消費者が安心して購入できる物にして欲しい。	ご意見として承ります。	3
	ペットはフードを理解して選べない。 着色料を使用するなんてもってのほか。 メラミンの混入に関しても、人間のエゴ以外のなにものでもない。 その他の添加物についても見直しが必要である。	ご意見として承ります。	
メラミンの追加について賛成	米国や欧米の基準値は 0.5mg/kg ～ 0.63mg/kg とのこと。 この基準値は安全であると思う。	メラミンの基準値案については、Codex（食品の国際規格）及びEUのペットフード（缶詰）の基準値は2.5mg/kgであり、基準値が2.5mg/kgの場合、犬猫の健康被害が起きる可能性はないと考えられたことから、メラミンの基準値案を2.5mg/kg（10%水分換算）としました。	1

(2) 成分規格の設定の考え方等に関する意見（5件）

意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
<p>亜硝酸ナトリウムの追加には賛成。 基準値の見直しをお願いしたい。</p>	<p>ヒトを対象とした食品衛生法では、70mg/kg と定められています。 70mg/kg で効果は十分かと思われます。</p>	<p>亜硝酸ナトリウムの基準値案については、残存量 100 mg/kg 以下で、添加物の期待される効果を発揮できるものと考えられること、基準値を 100 mg/kg とした場合、犬の「摂取量」は「毒性データから求めた許容量」の 15%、同様に猫は 13% であること、我が国及び亜硝酸ナトリウムの基準値を設定している EU 及び米国において、亜硝酸ナトリウムによる健康被害は報告されていないこと等から、亜硝酸ナトリウムの残存量として、100 mg/kg（10%水分換算）としています。</p>	1
<p>亜硝酸根は、微生物や燃焼等の添加以外の原因によっても検出されうる。 亜硝酸ナトリウムに対する基本的な認識が誤っていたのではないかという疑問があります。</p>	<p>同資料第 4 ページには、「添加物は、期待される効果を得るために、製造時に意図的に使用するものであり、その量をコントロールすることが可能」とあります。 しかし、亜硝酸根は、微生物や燃焼等の添加以外の原因によっても検出されうるものです。</p>	<p>亜硝酸ナトリウムの添加以外に、原料由来等の亜硝酸根が存在する場合は、それらの亜硝酸根も合算し、最終製品において、基準に適合するよう、適切に製造する必要があります。</p>	1
<p>亜硝酸ナトリウムの基準値では、発色剤としての効果を発揮するための分量が足りなくなってしまう。</p>	<p>第 10 ページの表によると、水分含有割合が 80 パーセントの場合の基準値は、22.2 mg/kg です。そして、これをパーセントで表すと、0.00222 パーセントとなります。 ところが、同資料第 6 ページには、「食肉製品においては、発色剤としての効果を発揮するためには、一般に 0.01～0.03% 程度の添加が必要」とあります。</p>	<p>添加された亜硝酸ナトリウムの濃度は、加熱等の製造過程において減少していくことが知られているため、最終製品において、基準に適合するための添加量を定め、適切に製造する必要があります。 なお、亜硝酸ナトリウムの基準値案については、ペットフード中の亜硝酸ナトリウムの実態調査及び期待される効果を発揮するための添加量も考慮して基準値案を設定しています。</p>	1
<p>亜硝酸ナトリウムの基準値では、人間用の食品よりも厳しい基準になってしまいます。</p>	<p>「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）は、「食肉製品は、その 1kg につき 0.070g を超える量の亜硝酸根を含有するものであってはならない。」としています。そして、これをパーセントで表すと、0.0070 パーセントとなります。</p>	<p>亜硝酸ナトリウムの基準値案については、残存量 100 mg/kg 以下で、添加物の期待される効果を発揮できるものと考えられること、基準値を 100 mg/kg とした場合、犬の「摂取量」は「毒性データから求めた許容量」の 15%、同様に猫は 13% であること、我が国及び亜硝酸ナトリウムの基準値を設定している EU 及び米国において、亜硝酸ナトリウムによる健康被害は報告されていないこと等から、亜硝酸ナトリウムの残存量として、100 mg/kg（10%水分換算）としています。</p>	1

意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
<p>汚染物質の含有量の計算方法を水分含量 10%として計算する方法について、製品に含まれる濃度をそのまま適用すべきであり、水分含量の補正はすべきではない。</p>	<p>ペットフード中の汚染物質の規制値を考慮するにあたっては、(1) 科学的なリスク評価に基づき、摂取される段階における総摂取量が、被害を防ぐうえで許容される水準内に収まるか (2) それらの物質がペットフードへ移行する段階もしくは最終濃度を決定づける段階において有効な (実効性のある、期待される効果に比して過大な負担ではない) 防止措置、規制措置をとることが可能かどうかの観点で決定します。規制する趣旨からいえば (1) のみで決定できることが望ましいですが、行政施策としては (2) が必要な場合はそれも反映する必要があります。</p> <p>土壌由来の微量汚染物質や、栽培段階で使用する農薬については、対策・規制措置をとるべき段階が加工される前の段階 (農作物の生産段階) です。そのため、規制段階においては予測が難しく制御できない、加工後の製品の形態 (水分含量) に依存して規制値が変動してしまうと対策の実効性が低下します。そこで、水分含量換算を行って含有値を農作物の状態に近づけることで、規制段階での制御が行えるようにするのです。</p> <p>一方で、ペットフードの加工中にペットフードに移行する物質や、意図的に添加される物質については、防止措置、規制措置をとるのはペットフードの加工の段階です。農作物の生産者と異なり、加工者は最終製品の水分含量のほとんどを決定づけ、低減除去の工程をとることができ、更にその後の流通や保存についても容器包装の形態や表示を通じて、制御することが可能です。ここで、実行可能性・責任負担能力の点から先述の (2) が解決できる以上、(1) の原則に立ち返って考えるべきです。即ち、実際の摂取量は摂取時の形態で決まるのですから、摂取時の含有量をそのまま適用して計算すべきと考えます。</p> <p>もし、水分含量変換をしてしまう場合、例えば「同じ原材料を使用し、水分含量を少なく加工した製品 A と水分含量を多く加工した製品 B をそれぞれ 200g ずつ同じ材質の容器に詰め加熱殺菌した。いずれも 1 食分としてそのまま喫食するペットフードである。加熱殺菌の段階で、A、B と同じ量のメラミンが製品に移行した。A、B と同じ 1 食分であり、メラミンの含有量が同じであるにもかかわらず、A に適用される基準は B よりも緩い」となってしまいます。</p> <p>なお、食品衛生法における、食品中の残留農薬の基準 (加工食品中の濃度ではなく農産物時点での濃度が基準)、添加物の使用基準 (実際に使用する量を規制する場合と喫食時形態での残存濃度を規制する場合とがある)、食品の成分規格 (摂取する時の形態に適用) も同じ考え方に基づいています。</p>	<p>ペットフードには、ドライタイプ、セミモイストタイプ、ウェットタイプ等があり、タイプごとに水分含有量が大きく異なります。そのため、一般的なドライタイプの値を標準として、水分含量 10%で基準値を設定しています。従いまして、ペットフード中の水分量を増減させた場合であっても、水分含量換算後の基準値を適用することとなります。</p>	<p>1</p>

(3) その他の意見 (4件)

意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
原材料の記載においては、より事細かな記載を願います。	例えば鶏、牛でもどこの部位なのかなど。	ご意見として承ります。	1
動物実験を行っているのか否か、行っている場合どのような実験をしているのかも記載追加願います。	-	ご意見として承ります。	1
遺伝子組換え作物を使わないで欲しい。同時に、遺伝子組換え作物を用いるのであればヒト同様に明記することを義務化して欲しい。	遺伝子組換え作物は 安全であるとは甚だ言い難く、また、生理的に気持ち悪い。	ご意見として承ります。	1
<p>「愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令」の別表 2 販売用愛がん動物用飼料の製造の方法の基準</p> <p>①有害物質という概念に「放射性物質」を入れる ②基準値は人の基準（食品基準）に準ずる。</p>	<p>①対象とする種は今や家庭的な動物である犬・猫であり、放射性物質を問題なしとするのは、一般人として非常に違和感がある。</p> <p>②将来的に放射性物質は対象外とする理由の一つが、数値基準の設定だと想定されるため、「食品に準ずる」としたら如何か。</p>	ご意見として承ります。	1